

大和市監査委員告示第25号

令和4年9月28日付け大和市監査委員告示第22号をもって公表したこども部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月7日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(こども総務課) 予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。</p>	<p>(こども総務課) 適正に支払い事務を行うため、青少年指導員推薦書に基づく名簿を常に更新し、複数の職員で推薦書と名簿の確認を徹底したうえで、最新の名簿を活用した支払リストを作成することとします。</p>